

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 端野自治区及び常呂自治区の地勢

【端野自治区】

端野地区の地形は、ほぼ北見盆地と南部北見山地の境界部に位置している。北部から北西部ではやや急峻であるが、北東部から南部では一般的に緩やかになっており、地域の中心部を常呂川がほぼ南から北へ向かって流下している。主に、北東－南西系のリニアメントが卓越し、北西－南東系、南北系がそれに次ぎ、東西系はまれである。

(出典 北見市地域防災計画より抜粋)

【常呂自治区】

地域の南部は山岳起伏し東部もまた丘陵性山岳にして西部はイワケシュ山系及び北海道随一の大湖として知られるサロマ湖の大半を擁し、北部はオホーツク海に面している。

山岳中西南部を佐呂間町に屹立する佐呂間山の海拔 515m を最高に、東南部の常呂山 465.5m イワケシュ山系の立峯 435m が続き、ほかはおおむね 400m 以下である。

常呂川は流程 144km、その源を北見十勝の国境に発し、東部山麓沿いに貫流し、ポン隈川、隈川、幌内川その他の支流をあわせてオホーツク海にそそぎ、その下流に本地域を形成している。

(出典 北見市地域防災計画より抜粋)

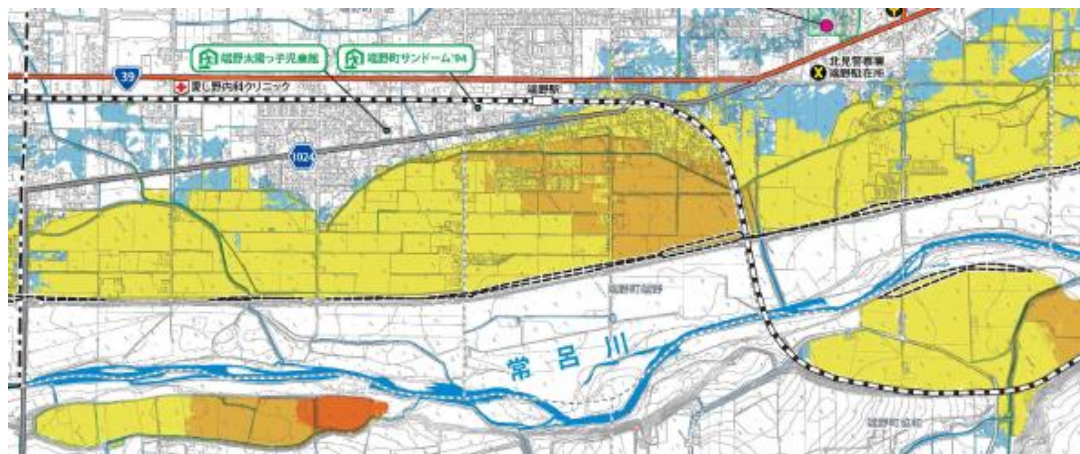
2. 現状

(1) 地域の災害リスク

【端野自治区】

端野自治区のハザードマップにおける常呂川が想定最大規模の降雨(1,000年に1回程度起こる大雨)により氾濫した場合には、当自治区を横断する国道39号線より南側の多くの地域で浸水が予想される。以下の表は、ハザードマップで示された浸水が予想されている地域に所在する小規模事業者のため、BCP又は事業継続力強化計画の策定が必要不可欠であると考える。

地域別	浸水深	小規模事業者数
オレンジ(濃)の地域	5~10m未満	-
オレンジの地域	3~5m未満	-
黄色の地域	0.5~3m未満	4
青色の地域	0.5m未満	15

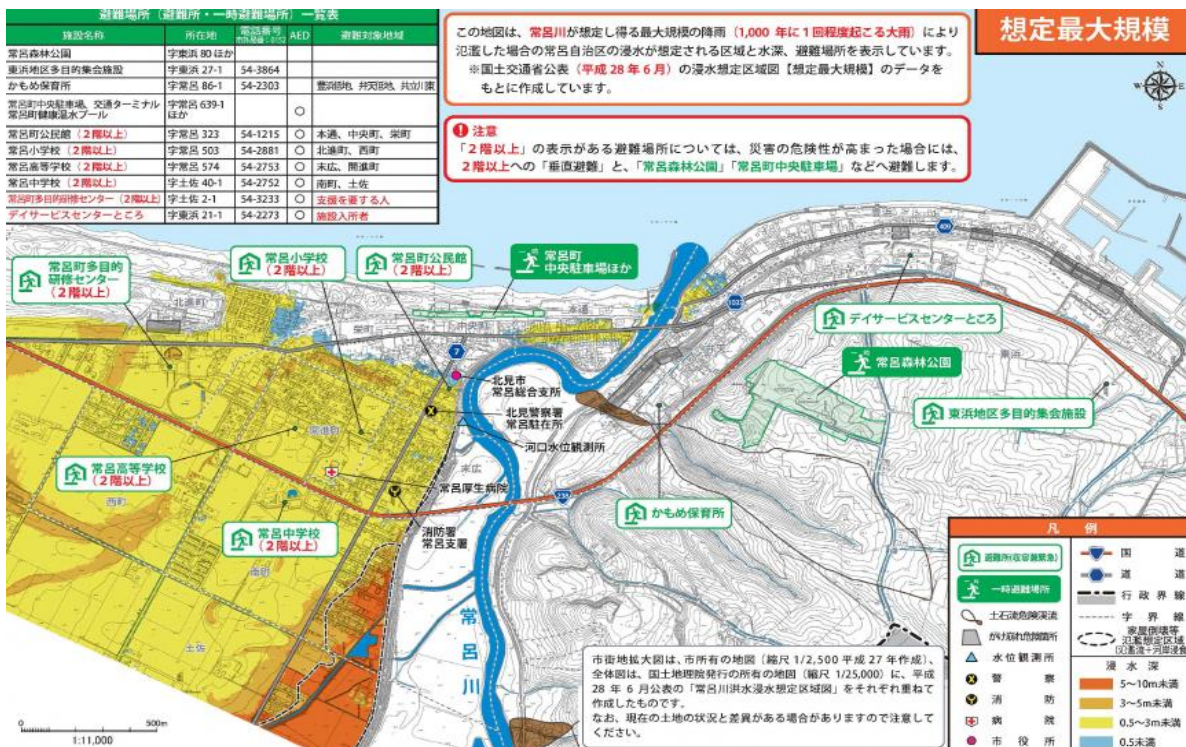


(出典 北見市洪水ハザードマップ端野自治区版より抜粋)

## 【常呂自治区】

常呂自治区のハザードマップにおける常呂川が想定最大規模の降雨(1,000年に1回程度起こる大雨)により氾濫した場合、本地域は常呂川の複数の支流をあわせてオホーツク海にそそぐ下流部分に形成しており、河口は狭いことに加え河床が浅いため、想定最大規模降雨の際は、海へ流れきれない河川水が次第に滞留する。河川水が堤防を越えた場合、農業者の多い共立・豊川地区では5m~10m未満の浸水が予想され、小規模事業者が集積する市街地区では、広域にわたり0.5m~3m未満の浸水が予想されている。洪水発生に係るリスクの回避並びにいち早い復旧を図るための、BCP又は事業継続力強化計画の策定が必要不可欠であると考えます。

地域別	浸水深	小規模事業者数
オレンジ(濃)の地域	5~10m未満	6
オレンジの地域	3~5m未満	8
黄色の地域	0.5~3m未満	57
青色の地域	0.5m未満	1



(出典 北見市洪水ハザードマップ常呂自治区版より抜粋)

(地震: J-SHIS)

## 【自治区共通】

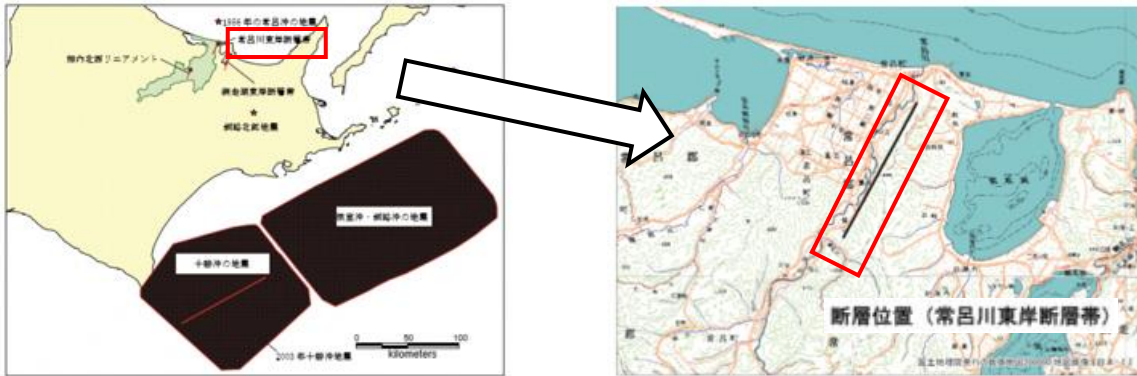
北見市に影響を及ぼす可能性のある地震については、6つの想定地震と2つの既往地震とを合わせて、8つの地震が考えられることが北見市の地震防災マップに関する研究より明らかになっている。北見市地域防災計画では、そのうち北見市への影響が大きいと考えられる想定地震2つのうち1つに「常呂川東岸断層帯」を挙げており、これは地区内、特に常呂自治区の小規模事業者の多くに大きな影響を及ぼすことが考えられる。

また、地震ハザードステーションのマップによると、震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、今後30年で26%以内となっている。

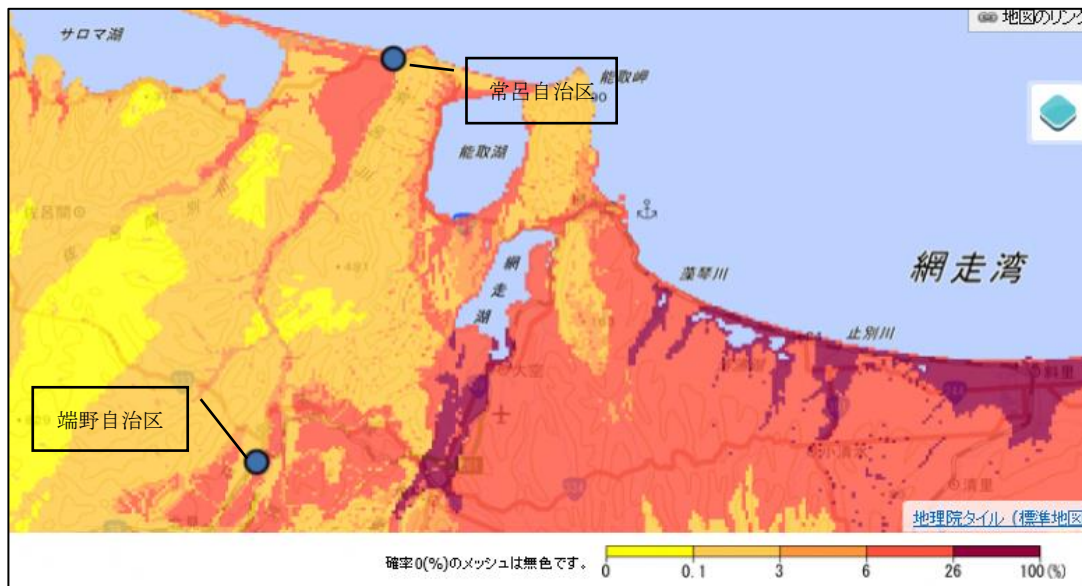


○常呂川東岸断層帯

- ・常呂自治区の広い範囲で震度6弱～6強となる。木造建築物全壊が多い。
- ・端野自治区では震度5強となる。



(出典 北見市地域防災計画【地震・津波防災計画編】を一部加工)



(出典 地震ハザードステーションを一部加工)

(津波)

【常呂自治区】

常呂自治区はオホーツク海に面しており、地震による津波の被害が懸念される。北海道の津波シミュレーションを基に作成した津波浸水予測範囲では津波の最大遡上高は4.28mであり、これに対し市街地と接する海岸線では波打ち際から、砂の堆積による丘陵部が立ち上がっており、その高さは海拔8m～10mであるため、この丘陵部を超える可能性は低いと予想されていることから、市街地に集積する小規模事業者への影響は限定的であると考えられる。



(雪害)

(出典 常呂自治区洪水ハザードマップ)

【自治区共通】

近年、いわゆる爆弾低気圧などにより、北見市においても局地的な暴風雪や大雪に見舞われることがあり、特に、道道7号線の土佐地区～福山地区間で視界不良による通行止めなど、顧客の往来や物流が途絶えることにより小規模事業者の事業活動に大きな影響を及ぼすことから、雪害に備えた対策を進めていく必要があると考える。

(停電)

【自治区共通】

平成30年9月に発生した胆振東部地震の影響で大規模停電（ブラックアウト）が発生し、小規模事業者は、商品廃棄・物流が途絶えるなどの被害により売上が減少した。

今後、このような事態が発生した場合には、再び小規模事業者に大きな被害が生じることが予測されることから、これを最小限に抑えるべく非常用発電設備の導入を図るなど、引き続き停電に備えた対策を進めていく必要があると考える。

(2) 商工業者の状況

- ・小規模事業者数 311人（平成26年経済センサス）

【内訳】		【業種別自治区内 小規模事業者数】	
業種	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）	
商工業者	建設業	32	自治区内に広く分散している
	製造業	32	自治区内に広く分散している
	卸・小売業	81	自治区内に広く分散している
	飲食業・宿泊業	27	自治区内に広く分散している
	サービス業	49	自治区内に広く分散している
	その他	90	自治区内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

項目	年月	備考
北見市地域防災計画作成	H19.6	H21.10改訂、H27.3改訂
常呂自治区防災訓練（参加65名）	H26.4	避難訓練、防災無線通信訓練、避難時間確認
常呂自治区防災訓練（参加75名）	H28.1	冬季避難訓練、防災無線通信訓練、避難経路確認訓練、避難者移送訓練
全国一斉情報伝達訓練	H28.11	防災行政無線による情報伝達訓練
全国一斉情報伝達訓練	H29.11	防災行政無線による情報伝達訓練
全国一斉情報伝達訓練	H30.11	防災行政無線による情報伝達訓練
常呂自治区防災訓練（参加87名）	R1.9	大雨災害に対する総合避難訓練 災害対策本部の運営、被災想定町内会避難訓練、避難所開設及び運営
防災備品の備蓄（主なもの）	端野自治区	・毛布750枚・アルミマット30枚 ・ダンボールベッド15台・発電機8台 ・ストーブ8台・非常食200食
	常呂自治区	・毛布2,102枚・アルミマット1,070枚 ・ダンボールベッド30台・発電機13台 ・投光機24台・簡易トイレ89セット ・ストーブ（非電源）13台・非常食1,570食

2) 当会の取組

項目	年月	備考
災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書	H22.3	北見市と締結
B C P普及研修会出席	H30.8	北海道中小企業団体中央会 網走支部主催（独自事業）
B C P策定研修会出席	H30.9	北海道中小企業団体中央会 網走支部主催（独自事業）
事業者B C P策定に係る周知	H30.9	巡回訪問時の個別周知 2件
常呂川下流地区水害タイムライン検討会参加機関	H31.4	常呂川の氾濫予想に対する事前行動計画の検討会（網走開発建設部、北見市独自）
北海道火災共済協同組合と共同で巡回訪問（常呂地区）	R1.7	共済についての説明 4件
北海道火災共済協同組合と共同で巡回訪問（端野地区）	R1.10	共済についての説明 4件
防災備品の備蓄		発電機2台（独自）

## 2. 課題

- ・ 当会自身が被災した場合において、小規模事業者への十分な支援を実施していくことが困難となる。
- ・ 災害発生時に、小規模事業者に対して情報の提供やその他必要な支援を行っていくための具体的な体制やマニュアルの整備がされていない。
- ・ 平時や緊急時の対応を推進するための十分なノウハウをもった人員がいない。

## 3. 目標

### (1) 成果目標

【業種別自治区内 小規模事業者数】				
業 種		小 規 模 事業者数	策定目標	
			B C P	事業継続力 強化計画
商工業者	建設業	32	2	5
	製造業	32	2	3
	卸・小売業	81	7	10
	飲食業・宿泊業	27	0	2
	サービス業	49	1	12
	その他	90	0	1
合 計		311	12	33

※災害の規模が大きいと予想される地域に所在する小規模事業者及びライフライン等に直結する小規模事業者に対してはBCPの策定支援を実施する。

※上記以外的小規模事業者に対しては事業継続力強化計画の策定支援を実施する。

※ハザードマップより浸水が予想される小規模事業者91件のうち、本計画においては半数の45件の支援を計画し、6年目以降で残り46件の支援を計画する。

### (2) 実施目標

項 目	目 的	目 標	備 考
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し、災害のリスクを認識させる	セミナーの開催	年2回 (各地区各1回)
商工会の事業継続計画を策定	商工会の災害リスクを低減させることにより、地域で災害が発生した際、小規模事業者への支援を行うための機能を保持するため	令和2年度	
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後速やかな復興支援策が行える体制の構築	H22 締結の協定書の適切な運用 常呂川タイムライン検討会	開催の都度参加し連携体制を確認

職員の育成	災害時等に対応をしていくためのノウハウの取得、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成	セミナーへの参加及び保険会社と共同で巡回訪問(OJT)	
-------	---	-----------------------------	--

#### 4 その他

- ・ 状況や環境の変化による計画の見直しが生じた場合については、事業継続力強化支援計画評価委員会を開催し適宜見直しを行う。
- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5. 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和2年4月1日～令和7年3月31日)

6. 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

- ・ 平成22年に締結した「災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書」に基づき発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知 (当会)

- ・ 巡回訪問時等に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策 (事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等) について説明する。
- ・ 会報やホームページ等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP (即時に取組可能な簡易的なもの含む) の策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成 (当会)

- ・ 当会は、令和3年3月までに事業継続計画を策定予定。

ウ. 関係団体等との連携 (当会)

- ・ 北見市の開催する防災会議等に参加し、連携を図ることで、事前並びに事後の対策を円滑に実施する。

エ. 職員の育成 (当会)

- ・ BCPに関する研修会等への積極的な出席及び保険・共済に対する助言を行える当会法定経営指導員等職員の育成を図るため連携先の損害保険会社と共同で巡回訪問(OJT)を実施する。

オ. フォローアップ (当会)

- ・ 小規模事業者のBCP策定等の取組への支援として、計画を策定した小規模事業者に対して専門家派遣等を活用したフォローアップを行う。  
 専門家によるフォローアップは計画策定2年まで実施し、以降は必要に応じて実施する。

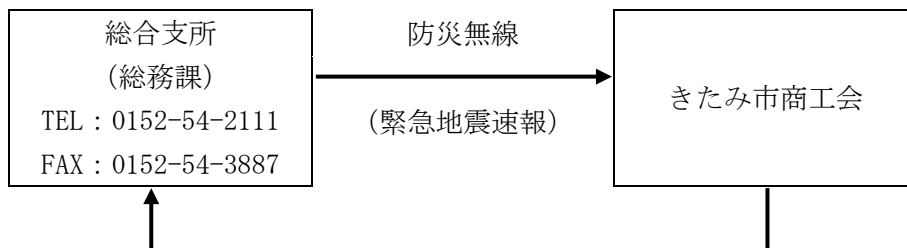
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BCP等策定 小規模事業者	6	6	6	6	6
フォローアップ 件数	6	12	12	12	12

※本計画5年間で策定目標小規模事業者は45件で、1年間当たり9件のため、毎年度その2/3に当たる6件のフォローアップ等の実施を想定。



カ. 当該計画に係る訓練の実施（北見市、当会）

- ・自然災害（震度6の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（下記のとおり実施する）。



電話にて訓練への参加人数等の報告を行う

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・携帯電話を第1順位とし、以下、家庭用電話、携帯 mail を順とした安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会で確認し、結果を速やかに当市へ報告する。

イ. 応急対策について

- ・当市の被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針に則り、当会は必要な措置等を講ずる。
- （豪雨）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- （津波）防災無線で状況等を把握し、指示に従った適切な行動により、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- （地震）職員自身の目視で、周辺の家屋、道路等の損壊状況等が著しい場合や、余震の可能性がある場合等は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、避難解除等安全が十分に確保されてから出勤する。
- （大雪）市道、道道、国道が通行止めとなる場合は出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、通行止め解除後に出勤する。
- （停電）信号の機能が停止している状況も考慮し、通勤で自動車を使用する者は十分に注意を払い出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報を共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</li> <li>・区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。（連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じていると想定）</li> </ul>
-----------	--

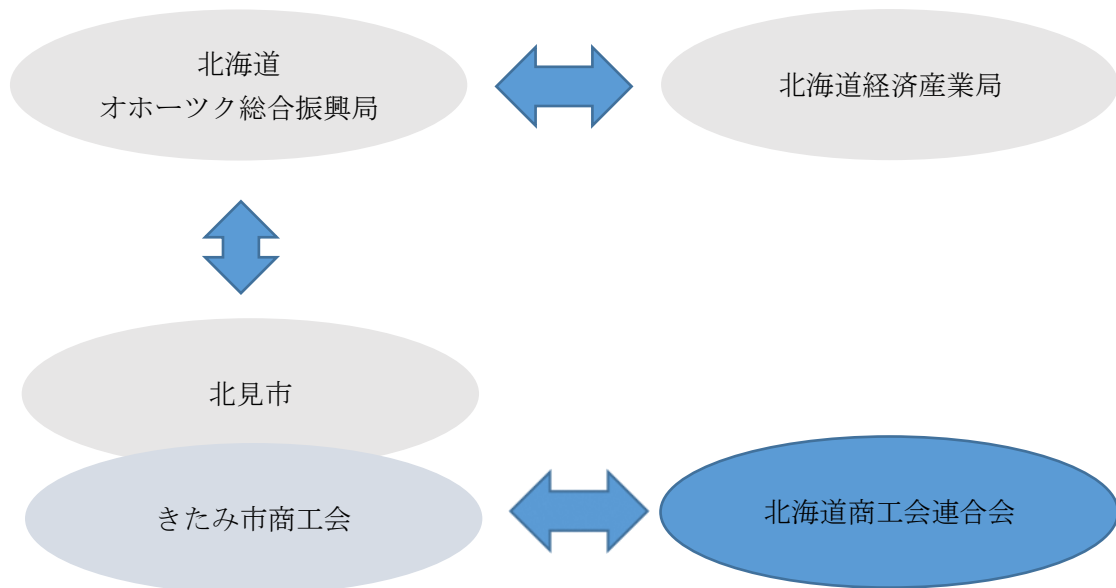
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する。
1週間～2週間	1日に1回共有する。
2週間以降	必要に応じて都度情報を共有する

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて取り決めを行う。
- ・当会は被害状況や被害額（合計、建物、設備、商品等）について、速やかに把握するとともに当市に報告し、情報を共有する。
- ・当会と当市が共有した情報を、道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。



#### (4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の設置方法について、北見市と相談する。(当会は国や道の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・巡回等により地区内小規模事業者等の被害状況の詳細について確認し、被災状況に応じた具体的な支援計画を立案する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や道、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### (5) 地区内小規模事業者に対する復興支援


- ・北見市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、道や北海道商工会連合会等に相談する。

#### (6) その他

- ・本計画は、きたみ市商工会及び北見市のHP等において公表し、支援小規模事業者に対する防災、減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制		
(令和 6 年 4 月 1 日現在)		
1 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">きたみ市商工会</div> 事務局長 法定経営指導員 補助員 記帳専任職員 一般職員		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">北見市</div> 北見市端野総合支所産業課 北見市端野総合支所総務課 北見市常呂総合支所産業課 北見市常呂総合支所総務課
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制		
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先		
法定経営指導員 三井 俊寛 (連絡先は下記 (3) ①参照 : 本所)		
法定経営指導員 和田 善裕 ( " : 常呂支所)		
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)		
・本計画の具体的な取組の企画や実行		
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (適時)		
(3) 商工会、関係市町村連絡先		
①商工会		
・きたみ市商工会本所		
〒099-2104 北海道北見市端野町端野 238 番地 5		
TEL : 0157-56-3000		
FAX : 0157-56-2976		
E-mail : <a href="mailto:tnshokou@peace.ocn.ne.jp">tnshokou@peace.ocn.ne.jp</a>		
・きたみ市商工会常呂支所		
〒093-0210 北海道北見市常呂町字常呂 298		
TEL : 0152-54-2249		
FAX : 0152-54-2965		
E-mail : <a href="mailto:kitashouko@true.ocn.ne.jp">kitashouko@true.ocn.ne.jp</a>		



②関係市町村

- ・北見市端野総合支所産業課

〒099-2192 北海道北見市端野町二区 471 番地 1

TEL : 0157-56-4003

FAX : 0157-56-2923

E-mail : [ta.sangyo@city.kitami.lg.jp](mailto:ta.sangyo@city.kitami.lg.jp)

- ・北見市端野総合支所総務課

〒099-2192 北海道北見市端野町二区 471 番地 1

TEL : 0157-56-2113

FAX : 0157-56-3800

E-mail : [ta.somu@city.kitami.lg.jp](mailto:ta.somu@city.kitami.lg.jp)

- ・北見市常呂総合支所産業課

〒093-0292 北海道北見市常呂町字常呂 323 番地

TEL : 0152-54-2140

FAX : 0152-54-3887

E-mail : [to.sangyo@city.kitami.lg.jp](mailto:to.sangyo@city.kitami.lg.jp)

- ・北見市常呂総合支所総務課

〒093-0292 北海道北見市常呂町字常呂 323 番地

TEL : 0152-54-2111

FAX : 0152-54-3887

E-mail : [to.somu@city.kitami.lg.jp](mailto:to.somu@city.kitami.lg.jp)

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、北見市補助金、道補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。